

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文
 ○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

改正案

様式第二十九号（第二十五条関係）
 建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

商号又は氏名	建設業者の許可票
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第 号
許可年月日	

25cm以上

- 記載要領
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
 1. 「その監理技術者の氏名を記載すること。」
 - 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
 - 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号、又は法第10条第2号に該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
 - 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
 - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
 - 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

現行

様式第二十九号（第二十五条関係）
 建設業者の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

商号又は氏名	建設業者の許可票
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第 号
許可年月日	

10cm以上

- 記載要領
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任」と記載すること。
 1. 「その監理技術者の氏名を記載すること。」
 - 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
 - 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号、又は法第10条第2号に該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
 - 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
 - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
 - 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

（傍線の部分は改正部分）

○浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別記様式第3号(第9条関係)

35センチメートル以上

浄化槽工事業業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	、年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

25センチメートル以上

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第8号(第9条関係)

40センチメートル以上

浄化槽工事業業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	、年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

35センチメートル以上

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号(第9条関係)

35センチメートル以上

浄化槽工事業業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)部号
届出年月日	、年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

25センチメートル以上

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号(第9条関係)

40センチメートル以上

浄化槽工事業業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(監)部号
届出年月日	、年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

35センチメートル以上

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。